

国民年金保険料の納付が 困難な場合は…

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となるのは、20歳以上の学生の方です。

なお、平成30年度に学生納付特例が承認された方で、平成31年度に引き続き学生納付特例を希望される場合も申請手続きが必要です。

持参するもの

- ・印かん（スタンプリ式でないもの）
- ・学生証または在学期間のわかる証明書
- ・手続きできる窓口
- ・草津年金事務所
- ・役場住民課保険年金担当



学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間（受給資格期間）に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも反映されます。ただし年金額には反映されません。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、遡って納付（追納）することができます。追納されると老齢基礎年金の額に反映されます。

追納の手続きは、印かん（スタンプリ式でないもの）を持って草津年金事務所、または役場住民課保険年金担当までお越しください。

◆問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課
☎077-567-2220
住民課 保険年金担当
☎0748-52-6584

みんなで支えあう 国民健康保険

整骨院や接骨院（柔道整復師）のかかり方

整骨院や接骨院では「柔道整復師」という資格を持つ方が施術をされます。柔道整復師は医師ではないため、病院や診療所での治療と同様に健康保険が使えないわけではありません。

整骨院や接骨院で被保険者証（国保）を使う場合は、一定の条件があります。被保険者証が使えない場合は、全額自己負担となりますので、十分な注意が必要です。

○被保険者証が「使える」場合

骨折・脱臼の応急手当（それ以外は医師の同意が必要）、打撲・ねんざ（肉離れなど）の施術のとき。

骨折および脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

《次のような施術は対象外です》

疲労性・慢性的な要因からくる肩こり、スポーツなどによる筋肉疲労、神経痛、リウマチ、関節炎、五十肩、ヘルニア等によるコリや痛み、脳疾患後遺症等の慢性病、仕事中や通勤途上に起きた負傷（労災保険の対象となる場合）等

○施術をうけるときの注意

① 負傷原因を正確に伝えましょう
整骨院や接骨院で施術（治療）を受けるときは、負傷の原因を正確にきちんと伝えましょう。

なお、交通事故による施術（治療）の場合は、住民課保険年金担当に連絡してください。

② 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう
施術が長期にわたる場合は、内科的

要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。

③ 療養費支給申請書の内容をよく確認しましょう
整骨院などで施術を受ける場合、療

養費支給申請書へ署名しなければなりません。この申請書には、傷病名や施術内容、回数などが記載されていますので内容を確認してから署名しましょう。

④ 領収証は必ずもらいましょう

領収証は必ずもらって、保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。また、領収証は、医療費控除を受ける際にも必要です。大切に保管してください。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584

後期高齢者医療保険料の軽減内容が変わります

後期高齢者医療保険料の金額は、

- ①所得割 (所得に応じて納めていただくもの)
 - ②均等割 (皆さんに等しく納めていただくもの) の合計額で決定しています。
- 平成31年度から、後期高齢者医療保険料の均等割の軽減内容を見直しますのでお知らせします。



■低所得者の均等割の軽減を見直します

所得の低い方の負担を減らすため、本来7割である軽減割合を最大9割の軽減とする特例措置をこれまで行っていましたが、平成31年度から次の通り見直します。

対 象 者	均等割の軽減割合	
	30年度	31年度
世帯主、世帯の被保険者の所得合計33万円以下…①	8.5割	8.5割
うち、被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他に所得がないとき…②	9割	8割

※①の方 (8.5割軽減の対象者) は、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことなどを踏まえ軽減特例の割合は変わらず8.5割です。

②の方 (9割軽減の対象者であった方) は、年金生活者支援給付金の支給の対象 (ただし、住民税課税者が同じ世帯の場合は対象外) となることなどを踏まえ、軽減特例の割合を8割に見直します。

■元被扶養者の方の均等割軽減

※引き続き所得割は課されません。

《平成30年度》制度加入年数にかかわらず5割軽減

《平成31年度》制度加入後2年以内5割軽減

※所得の低い方への均等割軽減が受けられる場合があります。

■軽減の範囲を 拡大 します

<世帯主と被保険者全員の総所得金額が、次の計算式以下の方が軽減対象に拡大>

<均等割額が>

《平成30年度》「基礎控除額 (33万円)」 + 「27.5万円×世帯の被保険者数」

《平成31年度》「基礎控除額 (33万円)」 + 「28万円×世帯の被保険者数」

5割軽減

《平成30年度》「基礎控除額 (33万円)」 + 「50万円×世帯の被保険者数」

《平成31年度》「基礎控除額 (33万円)」 + 「51万円×世帯の被保険者数」

2割軽減

平成31年度の保険料の額は、7月に郵便でお知らせします。

後期高齢者医療の保険料は、6月に前年中の所得が確定した後、その所得を基に算出します。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当

☎0748-52-6584

滋賀県後期高齢者医療広域連合

☎077-522-3013